

# 障害者居宅介護等重要事項説明書

(令和6年6月1日より適用)

## 1 事業者の概要

名称	特定非営利活動法人クローバー・サービス
法人種別	特定非営利活動法人
法人所在地	京都府船井郡京丹波町橋爪松山 53 番地
電話番号	0771-88-5014
代表者氏名	山下幾雄
法人の沿革	1998年、任意団体として発足。2000年、法人格取得。
法人が運営するその他の事業所	介護保険訪問介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護事業所、通所介護事業所）、介護保険居宅介護支援事業所、「助け合い」(制度外)事業

## 2 事業所の概要

事業所の名称	クローバー・サービス障害者居宅介護事業所
事業所の所在地	京都府船井郡京丹波町橋爪松山 53 番地
電話番号等	電話 0771-88-5014 ファクス 0771-88-5017 メール info@cloverservice.or.jp
サービス提供地域	船井郡京丹波町、南丹市園部町、日吉町
サービス提供曜日・時間	12月29日から翌1月3日までを除く毎日 午前8時から午後10時まで (電話等により24時間連絡可能な体制とする)。
事業所番号	2611500055

## 3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)
管理者(兼務)	1	—
サービス提供責任者	3	—
ヘルパー	4	12
事務員	—	2

## 4 サービスの内容

### (1) 居宅介護

身体介護	食事の介護、排泄の介護、衣類脱着の介護、入浴の介護、身体の清拭・洗髪、その他必要な身体の介護
家事援助	調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な家事

### (2) 重度訪問介護

重度訪問介護	身体介護に関すること、外出時における移動中の介護に関すること、その他生活全般にわたる
--------	--

## 5 利用料金

(1) [居宅介護サービス費] 午前8時～午後6時に行うサービスの料金 表記：単位10円

サービスの種類	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上
居宅における身体介護	256	404	587	669	754	837	921単位に30分を増すごとに+83単位
通院等介助(身体介護を伴う)	256	404	587	669	754	837	921単位に30分を増すごとに+83単位
通院等介助(身体介護を伴わない)	106	197	275	345単位に30分を増すごとに+69単位	414	483	552

サービスの種類	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満
家事援助	106	153	197	239	274

\* 1時間30分以上：311単位に15分を増すごと+35単位加算になります。

通院等乗降介助	初回加算	緊急時対応加算
102	200	1回につき100(月2回を限度とする)

### 午後6時～午後10時に行うサービス料金(割増料金25%加算)

サービスの種類	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満
居宅における身体介護(夜間)	320	505

\* 重度訪問介護の場合は別料金となります。必要に応じて別途お示しします。

\* 上記の厚生労働省提示の単位に特別地域加算(15%)と処遇改善加算Ⅱ(40.2%)を加えた金額が利用料金になります。

\* 障害者総合支援のサービスは、原則として利用料総額(保険給付：10割)の1割(上記の料金)が利用者負担となります。

\* 利用者の身体的等理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金となります。

\* 各市町村長が定めた額の月額負担上限額によって個人ごとに実際の利用者負担額は異なります。

### (2) 交通費(税別)

\* 通常の事業実施地域(京丹波町、南丹市日吉町及び園部町)に訪問の場合、交通費は無料です。その他の地域については、自動車を使用した場合は、サービス提供地域を越えた地点から1kmにつき30円(往復、1km未満は四捨五入)ご負担いただきます。

\* 買い物等の代行に自動車・バイクで走行する場合、1kmにつき20円ご負担いただきます。

### (3) キャンセル料

\* ご利用の前日までにご連絡いただいた場合 → 無料

ご利用の当日にご連絡いただいた場合 → サービス利用者負担額(上記の料金)

\* 利用者の急な体調不良等、正当な事由があると認められる場合はこの限りではありません。

#### (4) その他

- \* 訪問介護員はサービス開始前に事業所へサービス開始の連絡をします。その際に利用者所有の電話を借用することがあります。
- \* 利用者宅でサービス提供のために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者負担となります。

#### (5) 支払方法

- \* お支払いは、原則としてゆうちょ銀行口座からの自動引落(28日)とさせていただきます。これによりがたい場合は、ご相談のうえ決定させていただきます。
- \* 毎月15日までに前月分の請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払いください。

#### 6 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

##### 【主治医】

医療機関名		
電話番号		
主治医	( 科)	( 科)

##### 【ご家族等緊急連絡先】

氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

#### 7 この契約に関する苦情・相談窓口

担当者	塩田吉之(しおたよしゆき)・竹内理沙(たけうちりさ)・長岡夏江(ながおかなつえ)
電話番号	0771-88-5014 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時) 090-2282-6052 (上記以外の時間)

保険者である市町村の相談・苦情窓口

(京丹波町福祉支援課 0771-82-1800)、

(南丹市役所・社会福祉課障害者福祉係 0771-68-0007)

および、京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口(075-354-9090)に苦情を伝えることができます。

#### 8 個人情報同意

##### (1) 使用の目的

円滑なサービスを行うために、障害者総合支援法に関する法令に従い、関係者との担当者会議や行政への報告等において必要な場合。

##### (2) 扱いの情報

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、その他一切の利用者や家族個人に関する内容および関係機関からの情報。

##### (3) 使用時の注意

目的の範囲で必要最小限にとどめ、外部には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました本書を2部作成し1部を利用者様、1部を当法人が保管いたします。

事業者

(所在地) 京都府船井郡京丹波町橋爪松山53番地

(名称) 特定非営利活動法人クローバー・サービス

(説明者) 所属 クローバー・サービス障害者居宅介護事業所

氏名

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について事業者から説明を受け同意しました。その内容に同意をして1部受領しました。また、私及び私の家族の個人情報について必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者

住 所 京都府船井郡京丹波町

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_